

○ 第9次土浦市総合計画策定に当たっての基本方針について

総合計画の変遷

		土浦市総合計画	第二次総合計画	第三次総合計画	第四次総合計画
策定年月		昭和46年3月	昭和51年12月	昭和56年3月	昭和60年12月
計画の期間		昭和46年度～ 60年度 15年間	昭和51年度～ 60年度 10年間	昭和56年度～ 65年度 10年間	昭和61年度～ 平成12年度 11年間
人口	策定年次	92,287人 (昭和46.10.1現在)	105,773人 (昭和51.10.1現在)	113,924人 (昭和56.10.1現在)	120,794人 (昭和61.10.1現在)
	目標年次	昭和60年度 200,000人	昭和60年 160,000人 将来展望 200,000人	昭和65年 180,000人 将来展望 200,000人	平成12年 200,000人 将来展望 250,000人
将来都市像		産業と観光の調和のある、明るく住みよい豊かな近代的都市	水と緑の活力に満ちた近代的都市	水と緑の活力にみちたまち土浦	水と人とのふれあい、未来に伸びゆく土浦
施策の大綱		<ol style="list-style-type: none"> 1 住みよい美しいまちづくりのために都市基盤の整備 2 豊かな街づくりのために産業の振興 3 健康で明るい街づくりのために社会福祉及び生活環境の充実 4 すぐれたひとづくりのために教育文化水準の向上 5 行政の近代化のために行政運営の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 近代的なまちづくりのために都市基盤の充実 2 住みよいまちづくりのために生活環境の整備 3 明るいまちづくりのために社会福祉の充実 4 人間性をはぐくむまちづくりのために教育文化の向上 5 豊かなまちづくりのために産業の振興 <p>6 行政の近代化のために行政運営の向上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた魅力あるまちづくりを目指した都市基盤の整備 2 快適で住みよい暮らしをめざして生活環境の整備 3 すこやかで幸せな生活をめざして市民福祉の充実 4 豊かな人間性とたくましい人づくりを目指して教育文化の向上 5 活力ある地域産業の発展をめざして産業の振興 	<ol style="list-style-type: none"> 1 あすへの発展の基盤を築く都市基盤の整備 2 いきいきとした産業を築く産業の振興 3 やすらぎのある環境を築く生活環境の整備 4 うるおいのある社会を築く市民福祉の充実 5 ゆたかな心と文化を築く教育文化の向上

第五次総合計画	第6次総合計画	第7次総合計画	第8次総合計画
平成2年12月	平成12年12月	平成19年9月	平成30年2月
平成3年度～ 12年度 10年間	平成13年度～ 22年度 10年間	平成20年度～ 29年度 10年間	平成30年度～ 令和9年度 10年間
129,380人 (平成3.10.1現在)	135,675人 (平成11.10.1現在)	143,703人 (平成19.10.1)	140,804人 (平成27.10.1)
平成12年 200,000人 将来展望 250,000人	平成22年 150,000人 将来展望 200,000人	平成29年 145,000人	令和9年 134,000人
水と人とのふれあい未来 に伸びゆく土浦	生き生きと輝く人と環境 にやさしいまち土浦	水・みどり・人がきらめ く安心のまち活力のある まち土浦	水・みどり・人がきらめ く安心のまち活力のある まち土浦
<ol style="list-style-type: none"> 1 あすへの発展の基礎を築く都市基盤の整備 2 いきいきとした産業を築く産業の振興 3 やすらぎのある環境を築く生活環境の整備 4 うるおいのある社会を築く市民福祉の充実 5 ゆたかな心と文化を築く教育文化の向上 	<ol style="list-style-type: none"> 1 共に支えあう福祉のまちづくり 2 環境にやさしいまちづくり 3 心の豊かさをはぐくむまちづくり 4 活力とにぎわいのあるまちづくり 5 快適でゆとりのあるまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、快適でゆとりのあるまちづくり 2 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり 3 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり 4 保健・福祉サービスの充実した、人々のあたたかいふれあいのあるまちづくり 5 心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり 6 人と環境にやさしい循環型社会づくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民が主役の安心・安全なまちづくり 2 心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり 3 活力とにぎわいのあるまちづくり 4 ふれあいとあたたかいまちづくり 5 環境を重視するまちづくり 6 快適でゆとりのあるまちづくり

第9次土浦市総合計画策定基本方針

1 計画策定の目的

本市を取り巻く社会経済情勢の昨今の劇的な変化に迅速かつ的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、将来のまちづくりの指針となるとともに、令和4（2022）年度からの市政運営の基本方針となる第9次土浦市総合計画を策定するものです。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成30（2018）年に策定した第8次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の2つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、NPOなどと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めているところです。

しかしながら、今日、我が国においては、明治32（1899）年の統計開始以来、年間の出生数が初めて90万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、ICT社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。

一方で、平成27（2015）年9月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGsの理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰も

が個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、誰もが生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定するものです。

3 計画の名称及び策定期間

（1）名称

第9次土浦市総合計画

（2）策定期間

令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの2か年で策定します。

4 第9次土浦市総合計画の構成と期間

（1）現状

これまでの土浦市総合計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」及び「実施計画」の3つの体系で構成しています。

ア 基本構想

まちづくりの目標を示した基本理念や将来像を定め、これを達成するための施策の大綱（基本目標）を明らかにするもの

- ・計画期間：10年間（第8次総合計画は、平成30（2019）年度から令和9（2027）年度まで）

イ 基本計画

基本構想に掲げた計画推進の基本姿勢と施策の大綱に沿って、より具体的なまちづくり指標を明らかにし、具体的な施策推進の指針とするもの

- ・計画期間：5年間（第8次総合計画は、前期基本計画（平成30（2019）年度から令和4（2022）年度まで）、後期基本計画（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで）

ウ 実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための計画であり、財政計画に基づき、施策の取組を具体的に示すもの

- ・計画期間：3年間

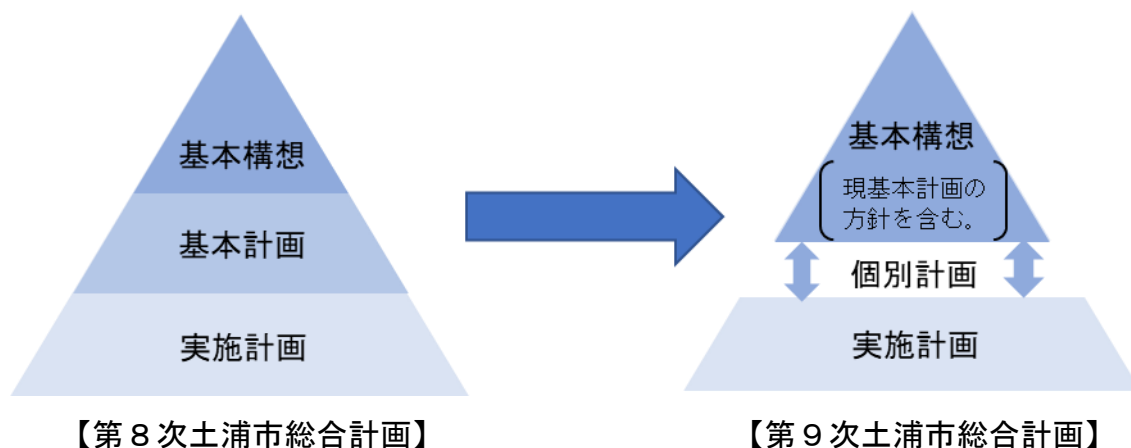
なお、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式により見直しを行う。

(2) 課題及び今後の方針

総合計画は、これまで構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造としています。これは、基本構想におけるまちの将来像、基本計画における具体的施策、実施計画における事業のそれぞれに最も適した計画期間を設定できるというメリットがある反面、基本計画については、5年ごとの見直しとなることから、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できない、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもあります。

したがって、次期総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の2層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。

なお、基本構想及び実施計画の計画期間につきましては、これまでと同様に、基本構想は10年、実施計画は3年とし、実施計画は毎年度、ローリング方式により見直しを行います。



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
基本構想 (構想期間10年)											
10年事業実施計画 (計画期間10年、以後計画期間3年で毎年見直し策定)											
実施計画											
実施計画											
実施計画											

5 策定体制

(1) 土浦市総合企画審議会による審議（土浦市総合企画審議会条例）

総合計画（基本構想）に関する調査・審議を行うため、公募市民、学識経験者、市議会議員、関係団体等の代表で構成する「土浦市総合企画審議会」を設置します。

(2) 土浦市総合計画策定委員会による審議（土浦市総合計画策定委員会要綱）

総合計画（基本構想）の立案作業とともに、各部課間の総合調整を行うため、全庁的に構成する「土浦市総合計画策定委員会」を設置します。

(3) 市民の参画

①審議会委員の公募

計画策定に当たって、広く市民の皆様からの意見を反映させるため、土浦市総合企画審議会委員の募集をします。

②まちづくりの提案に関する意見募集

市民との協働によるまちづくりの推進の一環として、市政に関する意見や提案、お住まいの地区の課題等をお聴きし、市政や総合計画に反映させることを目的として、まちづくりへの提案を募集します。

※総合計画（基本構想）の策定に当たり、中学校ごとに8地区で市民の皆様のお意見を直接伺う「土浦市まちづくり市民懇談会」を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止したことによる代替措置となります。

③パブリック・コメントの実施

総合計画（基本構想）の素案を市ホームページ等で公開し、意見を募った上で、寄せられた意見に対して、市の考え方を公表します。

④アンケート調査

総合計画に基づく各種施策について、市民の意向を把握するために5年に1度実施し、今年度を実施する「土浦市民満足度調査」の結果を踏まえ策定します。

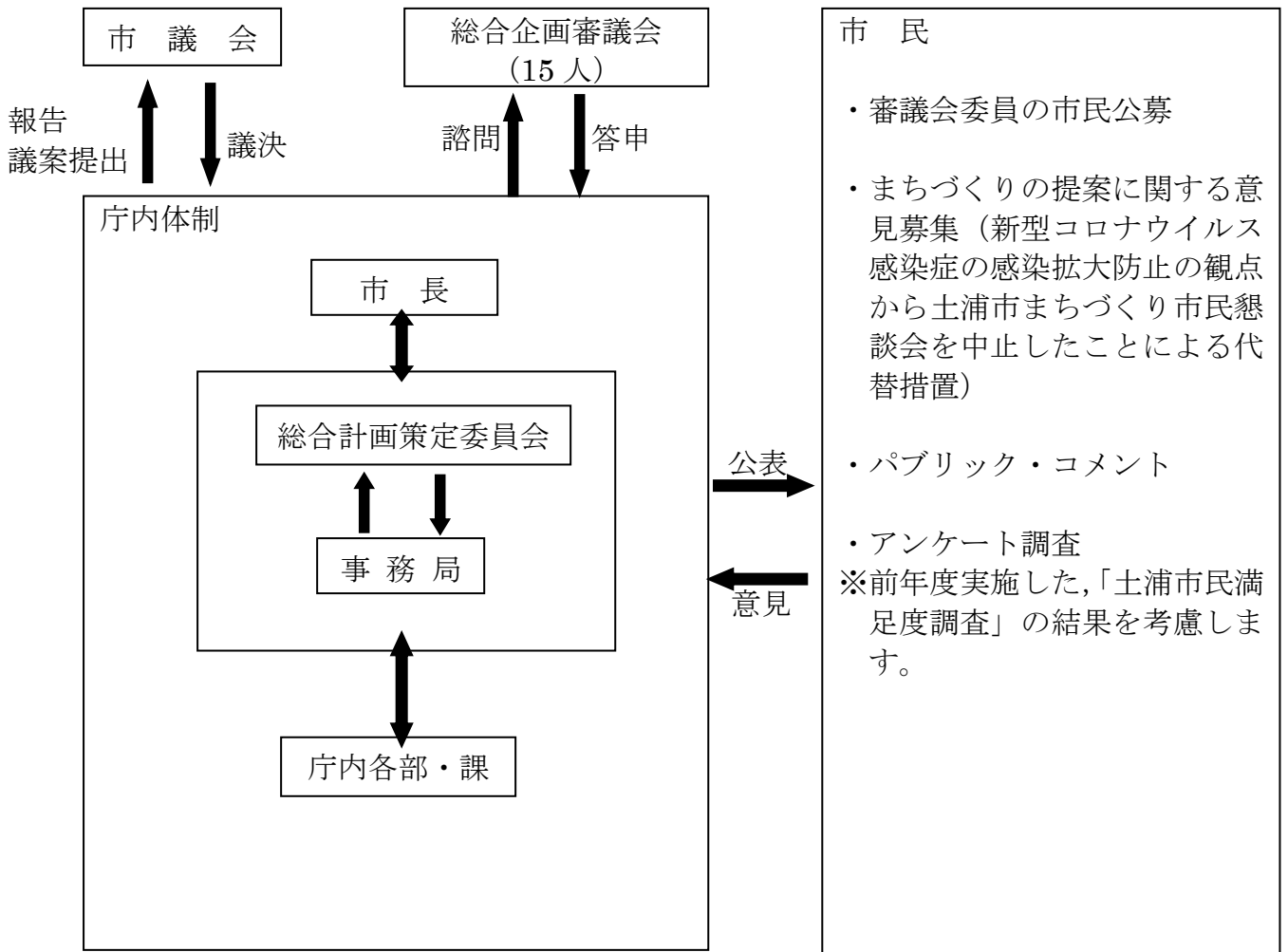
調査対象者	市内在住の満18歳以上の男女
調査期間	令和2（2020）年10月～11月
調査対象数	5,000人

7 計画策定スケジュール

総合企画審議会に対する諮問及び答申の時期は、次を目途とします。

基本構想諮問：令和3（2021）年5月、答申：令和4（2022）年2月

第9次土浦市総合計画の策定体制



第9次土浦市総合計画策定スケジュール

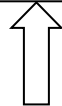
○第9次土浦市総合計画の策定について議会に報告（令和2（2020）年9月）

○土浦市民満足度調査の実施（令和2（2020）年10月～11月）

○審議会委員の公募（令和3（2021）年1月～3月）

○まちづくりの提案に関する意見募集（令和3（2021）年1月～3月）

令和2年度実施済み



○第1回総合企画審議会（令和3（2021）年5月）

- ・委員の委嘱
- ・諮問
- ・正・副会長の選出
- ・計画策定基本方針
- ・基本構想【計画策定の趣旨（案）、計画の構成と期間（案）、計画の進行管理（案）、社会経済情勢等の変化（素案）、本市の現状（案）、本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ（素案）、将来像（素案）、人口の見通し（素案）、土地利用の考え方（素案）、計画策定の方向性】

令和3年度実施



○第2回総合企画審議会（令和3（2021）年8月）

- ・第8次総合計画前期基本計画の進行管理
- ・市民満足度調査の結果
- ・まちづくりの提案に関する意見募集の結果
- ・基本構想【社会経済情勢等の変化（案）、まちの将来像（案）、人口の見通し（案）、土地利用の考え方（案）、基本目標（現行計画では施策の大綱）（素案）】

○第3回総合企画審議会（令和3（2021）年11月）

- ・基本構想【基本目標（現行計画では施策の大綱）（案）】
- ・基本構想パブリック・コメント案

○パブリック・コメントの実施（令和3（2021）年12月）

・「基本構想」についてパブリック・コメントを実施

○第4回総合企画審議会（令和4（2022）年2月）

・基本構想（案）

○「基本構想」答申（令和4（2022）年2月）

○「基本構想」について議案提出（令和4（2022）年3月）